## 主 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の理由は弁護人提出の控訴趣意書記載の通りであるから茲に之を引用する。

弁護人の控訴趣意書第一点について

論旨は原判示第二の事実は外国人登録令(以下登録令又は単に令と略称する)第四条第十二条を適用すべきであるのに、原判決が之に対し外国人登録法(以下登録法以は単に法と略称する)第三条第一項第十八条第一項第一号を適用したのは違法である。而して登録令第四条の外国人とは第三条と対比すれば連合国最高司令官の承認を受けて本邦に入つた外国人のみをいうのであつて、連合国最高司令官の承認を受けないで本邦に入つた外国人即ち不法入国者を包含しないものと解すべきであるから、原判決第一において不法入国者として処罰された被告人には外国人登録申るから、原判決が被告人を登録義務違反ありとして有罪の認定をしたのは法令の解釈を誤つた違法があるというにある。

登録令廃止され之に代り登録法が施行</要旨第一>された為、原判決が認定した判示 第二の事実は右登録令及び登録法に跨り、その前者の部分は令第四条第一項第十三 条第一号に後者の部分は法第三条第一項第十八条第一項第一号に該当するところ 令と法とを比照すれば令第四条第一項は入国後六十日以内に所要事項の登録を申請 しなければならない旨規定し、法第三条第一項は上陸の日から六十日以内に外国人 登録証明書の交付を申請しなければならない旨規定し、前者は所要事項の登録申請 義務と、後者は外国人登録証明書交付申請と規定し、その規定するところは稍々辞 句形式を異にしているけれども、共に本邦に在留する外国人が右所定の申請義務に 違反した場合を処罰するものであつて、之を仔細に検討すればその目的とするとこ ろは外国人の入国に関する措置を適切に実施し且つ外国人の取扱の適正を期する (令第一条参照) ことであり、又在留外国人の公正な管理に資する (法第一条参 照)ことであつて、両者は性質が相異なる法令ではなく全くその性質目的を同じくする単なる刑罰法規に変更のあつた場合に該当するに過ぎないものと解すべきことは、銃砲等所持禁止令が廃止され銃砲刀剣類等所持取締令が施行されたときと同様 である。而して本件不申請罪のような継続犯については一個の罪が成立し継続中た といその刑罰法規に変更があつても刑法第六条による新旧両法対照の問題はおこら ず常に新法を適用処断するを相当とする(最高裁判所昭和二十六年(あ)第四五三 従つて原判決が判示第二の事実に対し登録法第三条第一項第十八条第 -項第一号を適用したのは正当である。 〈要旨第二〉次に不法入国者と雖も登録法 施行後は法第三条の外国人登録証明書交付申請の義務あり、之に違反すれば第</要 旨第二>十八条第一項第一号の処罰を免れないものと思料する。蓋し出入国管理令第 三条は外国人は有効な旅券又は乗員手帳を所持しなければ本邦に入つてはならない 旨規定し、第七十条第一号は右規定に違反して本邦に入つた者を処罰しているが、 若し不法入国者に対しては右規定で明なように不法入国それ自体を処罰の対象とし ているから不法入国者は登録法第三条の申請義務なく従つて之が違反に対し処罰す べきでないとし、法第三条第一項の本邦に在留する外国人の内には不法入国者を包 含しないとすれば不法入国者に寛にして却つて適法な入国者に酷であるという不公 平な結果を生じ、その非なること寸疑不容といわねばならない。そしてこの理は右 規定の前身と見られる平和条約発効前の登録令第三条第十二条においても異なると ころはないのであるから、論旨の如く被告人の本件所為に対し令第四条第十三条を 適用すべきものと仮定しても論旨の理由により被告人は処罰を免れ得ないのみなら ず、本件第二事実は前叙の如く登録法第三条第一項第十八条第一項第一号に該当す るものとして処断したのであるから論旨は理由がない。

同第二点について。

本件記録によれば、所論の如く被告人は向学の熱意にもえ渡日したものであつて、その動機真に同情に値すべきものがある。然れども被告人は密入国者であつてその後長年月の間外国人登録正明書なくして本邦に在留したこと、外国人登録法及び出入国管理令の立法精神並びに諸般の情状を考慮すれば所論の事情を参酌しても、原裁判所が被告人に懲役刑を科しその執行を猶予したことは妥当であつて重きに失するということはできない。論旨は理由がない。よつて刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴は理由なきものとして棄却する

こととし訴訟費用の負担に付き同法第百八十一条を適用各主文の通り判決する。 (裁判長判事 高城運七 判事 柳沢節夫 判事 赤間鎮雄)